

クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

全国の漁業者が取り組んでいる資源管理に、ご協力をお願いします！

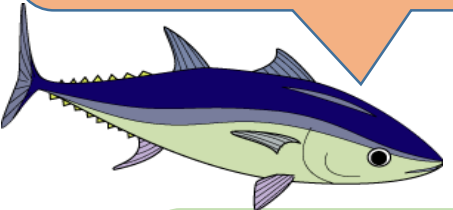
なぜ太平洋クロマグロの資源管理をするの？

太平洋クロマグロは、近年、資源が悪い状態が続いています。

「資源の回復のためには、小型魚の漁獲の大幅な削減が必要」と、関係各国の科学者が集まる会議で求められています。

これを受け、日本の漁業者は、一本釣り漁業からまき網漁業まで**全ての漁法で**、「30kg未満の小型魚を2002～2004年平均漁獲実績の半分までしか獲らない」という、**厳しい資源管理に取り組んでいます。**

太平洋クロマグロに関する詳しい情報は水産庁ホームページ内「**くろまぐろの部屋**」をご覧ください。
http://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro_gyogyou/bluefinkanri.html



沿岸漁業者が取り組む資源管理の概要

都道府県別管理を基本としつつ、漁獲枠が極めて小さくなるなどの場合は、漁船漁業等の広域管理により対応しています。

定置網は共同管理を設けています。

漁獲量が**上限に近づいたら**、**国や都道府県の指導のもと**、**漁業者は操業自粛を行います。**

【沿岸漁業の資源管理】

都道府県別管理を基本

ただし、漁獲枠が極めて小さいなどの場合は…

漁船漁業等の広域管理

定置網の共同管理



遊漁者・遊漁船業者の皆様への協力のお願い

漁業者が操業を自粛している間は、同じ漁場でのクロマグロを対象とした釣りについては、**同様の自粛をお願いします。**

各都道府県における状況や具体的なお願いの内容は、**水産庁や各都道府県のホームページ等で確認してください。**

クロマグロを対象とする**遊漁船業者の皆様**には、遊漁船業の登録をしている各都道府県における具体的なお願いの内容について、当該都道府県から通知があります。

もし、**他の都道府県の海域で案内を行おうとする場合には**、その海域における状況をホームページ等で確認してください。

【水産庁ホームページでの情報発信(例)】

都道府県名	操業自粛の方法	操業自粛開始日
▲▲県		
▲▲県	B	H29.●●
▲▲県	B	H29.●●
▲▲県		
▲▲県	C	H29.●●
▲▲県	A	H29.●●

A：全漁業者が、30kg未満・以上を問わず操業自粛中。クロマグロを対象とした遊漁を控えてください。

B：全漁業者が、30kg未満を対象に操業自粛中。遊漁者は30kg以上のクロマグロを対象とした遊漁は可能ですが、30kg未満がかかった場合にはリリースしてください。

C：一部の漁業者が操業自粛中。A・B以外の形で遊漁者へのお願いを実施していますので、詳しくは都道府県へ確認してください。

A～C共通：クロマグロ以外を目的とした遊漁は可能ですが、万が一30kg未満がかかった場合にはリリースしてください。

漁業者がクロマグロ漁を自粛している間、**遊漁者の皆様にもクロマグロ採捕の自粛につきご理解とご協力をお願いします！**

平成29年7月 水産庁
【お問い合わせ先】
水産庁漁業調整課沿岸・遊漁室
TEL:03-3502-8111(内線6702)